

会 員 通 知 第 1 9 号
平成 3 0 年 3 月 2 6 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

株主総会日程の柔軟化のための法令改正に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成 3 0 年 3 月 3 1 日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成 2 8 年 4 月に公表された金融審議会「ディスクリージャーワーキング・グループ」報告における、開示内容の共通化・合理化や適切な株主総会日程の設定に関する提言を踏まえた「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「会社法施行規則」の改正により、有価証券報告書及び事業報告の記載事項の見直しが行われることから、本所においても、それに伴う必要な有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

I. 概要

1. 上場廃止基準の見直し

- ・事業年度の末日と異なる日を株主総会基準日に設定し、有価証券報告書に記載する大株主の状況の基準日とする会社（以下「総会基準日変更会社」という。）についての上場廃止基準の適用については、株主総会基準日における株主数で判断することとします。

2. テクニカル上場に係る上場審査基準の見直し

- ・総会基準日変更会社についてのテクニカル上場に係る上場審査基準の適用については、上場後最初に到来する株主総会基準日までに株主数に係る基準を満たす見込みがあるかをもって判断することとします。

3. その他

- ・その他所要の改正を行います。

II. 施行日

平成 3 0 年 3 月 3 1 日より施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用します。

以 上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	4
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	6
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	8
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
6. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 2
7. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 3
8. 平成 2 8 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 4
9. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 5
10. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 6
11. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 8
12. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	1 9
13. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	2 5
14. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 9
15. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	3 0
16. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	3 1
17. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	3 2
18. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	3 7
19. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	4 2
20. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	4 6
21. 平成 2 8 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	4 7

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(新規上場申請手続) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。 (1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者 a (略) b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>(事業年度の末日と異なる日が株主基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。))</u> である新規上場申請者 <u>にあつては上場後最初に到来する株主基準日</u> までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」 c (略) (2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者 a (略) b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日)</u> までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」 c (略)	(新規上場申請手続) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。 (1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者 a (略) b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」 c (略) (2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者 a (略) b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」 c (略)

(上場契約)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2～4 (略)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及び

(上場契約)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2～4 (略)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する

その行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条同項第 19 号及び第 20 号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。 (申請によらない上場廃止) 第 13 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第 2 条第 1 項第 7 号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第 17 条において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。 4 (略) 付 則 この改正規定は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。	「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第 19 号及び同条第 20 号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。 (申請によらない上場廃止) 第 13 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第 2 条第 7 号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第 17 条において同じ。)の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。 4 (略)
--	---

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株 券			第1 株 券		
1 上場手数料			1 上場手数料		
区分	納入期	徴収標準（定額・定率）	区分	納入期	徴収標準（定額・定率）
新規上場申請者の上場申請した株券の上場 （アンビシャスへの上場を除く。）	（略）	（略）	新規上場申請者の上場申請した株券の上場 （アンビシャスへの上場を除く。）	（略）	（略）
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	（略）	（略）	新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	（略）	（略）
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数（有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券（株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数（有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券（株券上場廃止基準第2条第18号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）を除

		限る。)を除く。)を乗じて得た金額の 万分の6. 0			く。)を乗じて得た金額の 万分の6. 0
2	(略)	年賦課金 (略) T D n e t 利用料 (略) 第2・第3・第4 (略)	2	(略)	年賦課金 (略) T D n e t 利用料 (略) 第2・第3・第4 (略)
		付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。			

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査基準) 第4条 (略) 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。) 3 (略) (アンビシャスへの上場審査基準)	(上場審査基準) 第4条 (略) 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。) 3 (略) (アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がアンビシャスの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第3号の規定による同基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がアンビシャスの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示) 第2条 (略) 2 (略) 3 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。 (1) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合 同bに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書 (2) 株券上場廃止基準第2条第1項第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」又は同基準第2条の2第1項第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」に該当した場合 各号に規定する書面 4～10 (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	(会社情報の開示) 第2条 (略) 2 (略) 3 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。 (1) 株券上場廃止基準第2条第2号bに規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合 同bに規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書 (2) 株券上場廃止基準第2条第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」又は同基準第2条の2第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」に該当した場合 各号に規定する書面 4～10 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止基準) 第2条 (略) <u>2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u> (アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準) 第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 前条第1項第3号又は第5号から第20号まで(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合 <u>2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号の規定の適用については、株主基準日における株主数を事業年度の末日における株主数とみなすものとする。</u> (審査の資料) 第3条 第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第5号の2並びに前条第1項第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号並びに前条第1項第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。	(上場廃止基準) 第2条 (略) (新設) (アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準) 第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 前条第3号又は第5号から第20号まで(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合 (新設) (審査の資料) 第3条 第2条第1号、第2号、第5号及び第5号の2並びに前条第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第2号並びに前条第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 本所は、第2条第1項第9号(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところにより行うものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

3 第1項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は、第2条第7号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第7号前段に該当したものとみなす。

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 本所は、第2条第9号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところにより行うものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第9号に該当したものとみなす。

3 第1項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2)～(5) (略) 2・3 (略) 4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。 (1) (略) (2) 内部管理体制等に問題があると本所が認める場合（第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと本所が認める場合を除く。） 特設注意市場銘柄の指定の継続 5～8 (略) 付 則 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。 2 改正後の第2条及び第2条の2の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。	(2)～(5) (略) 2・3 (略) 4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。 (1) (略) (2) 内部管理体制等に問題があると本所が認める場合（第2条第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと本所が認める場合を除く。） 特設注意市場銘柄の指定の継続 5～8 (略)
---	---

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券上場廃止基準の特例) 第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	(株券上場廃止基準の特例) 第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略)

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券上場廃止基準の特例) 第3条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の適用については、同基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	(株券上場廃止基準の特例) 第3条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の適用については、同基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略)

平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券上場廃止基準の特例) 第3条 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略) 2 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号の2(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。 (5)の2 (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	(株券上場廃止基準の特例) 第3条 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条及び第2条の2の規定の適用については、同基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。 (5) (略) 2 平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった上場会社についての株券上場廃止基準第2条及び第2条の2の規定の適用については、同基準第2条第5号の2(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。 (5)の2 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止基準) 第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。 (1) (略) (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当した場合(同基準第2条第1項第18号に該当した場合のうち本所が適当と認める場合を除く。) 2 (略) 3 <u>事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における優先株の株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における優先株の株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u>	(上場廃止基準) 第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。 (1) (略) (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(同基準第2条第18号に該当した場合のうち本所が適当と認める場合を除く。) 2 (略) (新設)
付 則 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。 2 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。	

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(社債券の上場廃止基準) 第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。 (1) (略) (2) 次のa又はbに該当する場合 a 上場社債券の発行者が上場会社である場合 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号(同基準第2条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合 b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合 (a) 株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第9号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)又は第11号(同基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)のいずれかに該当した場合 (b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項	(社債券の上場廃止基準) 第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。 (1) (略) (2) 次のa又はbに該当する場合 a 上場社債券の発行者が上場会社である場合 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合 b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合 (a) 株券上場廃止基準第2条第6号から第9号まで(同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)又は第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)のいずれかに該当した場合 (b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあつては、取扱いで定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10

第10号に規定する場合)

(c) 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第11号(同基準第3条の5第1項第2号aに該当する場合を除く。))に規定する場合)。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第1項第11号(同基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)に該当する場合、前条第1項第2号bの(b)若しくは(c)に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

号に規定する場合)

(c) 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号aに該当する場合を除く。))に規定する場合)。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)に該当する場合、前条第1項第2号bの(b)若しくは(c)に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止基準) 第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。 (1) (略) (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号又は第2条の2第1項各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。） (3) (略) 2 (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	(上場廃止基準) 第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。 (1) (略) (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条<u>各項</u>の各号又は第2条の2<u>各項</u>の各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。） (3) (略) 2 (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4) d及び2.(2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。 (8)・(9) (略) 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) aからhまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b及びdからiまで並びに同取扱い2.(6) a、b及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、<u>同取扱い2.(1) aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日</u>	(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4) d及び2.(2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。 (8)・(9) (略) 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) aからhまでの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b及びdからhまで並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b及びdからiまで並びに同取扱い2.(6) a、b及びeからhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、<u>同取扱い2.(5) a、b、dからgまで及びiの規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸</u>

が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～7 （略）

8 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社についての第3項各号の規定の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る株主基準日」とし、第4項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主基準日」とし、第6項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主基準日」とする。

（貸借銘柄の選定基準）

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

（1）～（3） （略）

（4） 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a・b （略）

（5）～（8） （略）

（9） 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.（9）fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.（4）c（同取扱い2.（2）cにおいて準用する場合を含む。）並びに同取扱い1.（4）d及び

借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～7 （略）

（新設）

（貸借銘柄の選定基準）

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

（1）～（3） （略）

（4） 各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a・b （略）

（5）～（8） （略）

（9） 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.（9）fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.（4）c（同取扱い2.（2）cにおいて準用する場合を含む。）並びに同取扱い1.（4）d及び2.（2）

2. (2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) ~ (12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) aの (b)、(d)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) aの (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d の規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から h までの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a から c まで及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (1) a の (e)、(f) 及び同取扱い 2. (1) d の規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d 中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 ~ 8 (略)

9 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社についての第3項各号の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る

bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) ~ (12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2. (1) aの (b)、(d)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) aの (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d の規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から h までの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第6号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a から c まで及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d 中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 ~ 8 (略)

(新設)

株主基準日」とし、第5項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主基準日」とし、第7項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主基準日」とする。

10 (略)

(選定の時期)

第4条 前2条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2・3 (略)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 (略)

(1)～(4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1)aの(e)中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b中「1,

9 (略)

(選定の時期)

第4条 前2条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2・3 (略)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 (略)

(1)～(4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い1.(2)o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い1.(2) o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b及びj の規定中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1.(2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e) の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1) aの(e)中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄についての前項の規定の適用については、猶予期間の

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b及びj 中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1.(2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e) 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

(新設)

最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。

3 (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第7条の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係 (1) (略) (2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 a～c (略) d 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。） (3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 a～c (略) d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込	3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係 (1) (略) (2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 a～c (略) d 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。） (3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 a～c (略) d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合に

まれる場合には、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

14. の2 第9条の3（新株予約権証券の上場）
関係

（1）～（4） （略）

（5） 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の（a）から（e）までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

（a） （略）

（b） 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号a（a）又は（b）に定める期間内にある場合

ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに定める期間内にある場合

ハ 株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める期間内にある場合（第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）

二 株券上場廃止基準第2条第1項第4号に定める期間内にある場合

は、同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

14. の2 第9条の3（新株予約権証券の上場）
関係

（1）～（4） （略）

（5） 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の（a）から（e）までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

（a） （略）

（b） 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第2号a（a）又は（b）に定める期間内にある場合

ロ 株券上場廃止基準第2条第2号bに定める期間内にある場合

ハ 株券上場廃止基準第2条第3号に定める期間内にある場合（第2条の2第3号の規定による場合を含む。）

二 株券上場廃止基準第2条第4号に定める期間内にある場合

ホ 株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2に定める期間内にある場合（第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）

ヘ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）

ト 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号a（a）又は（b）に定める期間内にある場合

チ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号bに定める期間内にある場合の規定による場合を含む。）

リ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第2号に定める期間内にある場合

ヌ （略）

（c）～（e） （略）

b・c （略）

（6） （略）

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

（1） （略）

（2） 第4項に規定する「本所が定める書類」とは第3条第2項第1号、第6号、2（4）b、2（4）cの2、2（4）jに掲げる書類及び本所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類をいうものとする。

18. 第11条の7（吸収合併等の場合の上場市場の変更）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、株券上場廃止基準第2条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

ホ 株券上場廃止基準第2条第5号の2に定める期間内にある場合（第2条の2第3号の規定による場合を含む。）

ヘ 株券上場廃止基準第2条第9号a又はbに定める期間内にある場合（第2条の2第3号の規定による場合を含む。）

ト 株券上場廃止基準第2条の2第1号a（a）又は（b）に定める期間内にある場合

チ 株券上場廃止基準第2条の2第1号bに定める期間内にある場合の規定による場合を含む。）

リ 株券上場廃止基準第2条の2第2号に定める期間内にある場合

ヌ （略）

（c）～（e） （略）

b・c （略）

（6） （略）

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

（1） （略）

（2） 第4項に規定する「本所が定める書類」とは第3条第2項第1号、第6号、2（3）b、2（3）cの2、2（3）jに掲げる書類及び本所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類をいうものとする。

18. 第11条の7（吸収合併等の場合の上場市場の変更）関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、株券上場廃止基準第2条第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

(4) ～ (8) (略) 21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、 次の各号に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号 (第2条の2第1項第3号において読み替える 場合を含む。) (3) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号 の2 (第2条の2第1項第3号において読み 替える場合を含む。) (4) (略) (5) 株券上場廃止基準第2条第1項第5号 の2 (第2条の2第1項第3号において読み 替える場合を含む。) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施 行する。	(4) ～ (8) (略) 21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、 次の各号に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 株券上場廃止基準第2条第9号 (第2 条の2第3号において読み替える場合を含 む。) (3) 株券上場廃止基準第2条第9号の2 (第 2条の2第3号において読み替える場合を含 む。) (4) (略) (5) 株券上場廃止基準第2条第5号の2 (第 2条の2第3号において読み替える場合を含 む。)
---	---

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
3. 第4条（上場審査基準）第2項関係 （1）・（2）（略） （2）の2 <u>事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社についての前（2）の規定の適用については、同（2）中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主基準日」とする。</u> （3）・（4）（略）	3. 第4条（上場審査基準）第2項関係 （1）・（2）（略） （新設） （3）・（4）（略）
6. 第6条（アンビシャスの上場審査基準）第2項関係 （1）第2項ただし書に規定する「株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が、<u>上場後最初に終了する事業年度の末日において、100人以上であることをいうものとする。</u> （2）<u>事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社についての前（1）の規定の適用については、同（1）中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主基準日」とする。</u> <u>（3）</u>（略）	6. 第6条（アンビシャスの上場審査基準）第2項関係 （1）第2項ただし書に規定する「株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が100人以上であることをいうものとする。 （新設） <u>（2）</u>（略）
付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
10. 第12条（その他書類の提出）関係 第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。<u>ただし、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、株主基準日現在における株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表を、株主基準日経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。</u>） b～f （略） 付 則 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。 2 改正後の10. aの規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。	10. 第12条（その他書類の提出）関係 第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。） b～f （略）

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
第1 株 券 (1) 上場手数料関係 a～j (略) k 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、bの規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。 (2) 年賦課金関係 a・b (略) c 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係bに該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。 d (略) (3) (略) 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	第1 株 券 (1) 上場手数料関係 a～j (略) k 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、bの規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。 (2) 年賦課金関係 a・b (略) c 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係bに該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。 d (略) (3) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）<u>第1項</u>関係 (1) (略) (2) 株主数及び流通株式数 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。 a (略) b 第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1か年以内に1,000単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（当該1か年目の日が<u>上場会社</u>の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この（2）において「猶予期間」という。）内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいうものとする。 bの2 <u>猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄についての前bの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u> c～f (略) g <u>上場会社が、猶予期間の最終日（猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあっては、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日）の翌日から当該</u>	1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1) (略) (2) 株主数及び流通株式数 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。 a (略) b 第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1か年以内に1,000単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（<u>事業年度の末日の変更により</u>当該1か年目の日が<u>上場銘柄の株券の発行者</u>の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この（2）において「猶予期間」という。）内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいうものとする。 (新設) c～f (略) g 上場会社が、猶予期間の最終日の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った公募若しくは売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売

猶予期間経過後 3 か月を経過する日までの間に行った公募若しくは売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第 1 号に規定する株主数及び第 2 号に規定する流通株式数は、次の (a) 及び (b) に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) ・ (b) (略)

h ・ i (略)

j 第 1 号に規定する株主数が 1 5 0 人未満である銘柄が、猶予期間内(猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあつては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である銘柄にあつては、審査対象事業年度に係る株主基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日までの期間内をいう。m おいて同じ。)において、次の (a) 又は (b) に該当することとなった場合には、1 5 0 人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) ・ (b) (略)

k ～ n (略)

o 上場会社が審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、審査対象事業年度に係る株主基準日)後、前 n に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を本所に提出し

の結果について証する書面を提出したときは、第 1 号に規定する株主数及び第 2 号に規定する流通株式数は、次の (a) 及び (b) に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) ・ (b) (略)

h ・ i (略)

j 第 1 号に規定する株主数が 1 5 0 人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の (a) 又は (b) に該当することとなった場合には、1 5 0 人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) ・ (b) (略)

k ～ n (略)

o 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前 n に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を本所に提出した場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若

た場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。

(3) ～ (18) (略)

2. 第2条の2第1項（アンビシャスの上場廃止基準）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号の規定により第2条第1項第7号の規定を適用する場合における1.の規定については、(7)d及びe中「5億円」とあるのは「2億円」と読み替える

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次のaからeに掲げる場合において、当該aからeに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（第2条の2第1項第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。

b～e (略)

(2) ～ (4) (略)

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。

(3) ～ (18) (略)

2. 第2条の2（アンビシャスの上場廃止基準）関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号の規定により第2条第7号の規定を適用する場合における1.の規定については、(7)d及びe中「5億円」とあるのは「2億円」と読み替える

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次のaからeに掲げる場合において、当該aからeに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第9号の2、第12号、第19号又は第20号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。

b～e (略)

(2) ～ (4) (略)

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、「本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日。

(2) 第2条第1項第7号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第1項第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)。

(3) 第2条第1項第8号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

(4) 第2条第1項第12号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)。

(5) 第2条第1項第15号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる

(1) 第2条第3号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、「本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日。

(2) 第2条第7号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)。

(3) 第2条第8号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

(4) 第2条第12号(第2条の2第3号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)。

(5) 第2条第15号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。

日の3日前（休業日を除外する。）の日。

（6） 第2条第1項第18号（第2条の2第1項第3号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

（6）の2 第2条第1項第18号の2（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（7） 第2条第1項第20号（第2条の2第1項第3号による場合を含む。）に該当することとなった上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。

（8） （略）

付 則

1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

2 改正後の1.（2）の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

（6） 第2条第18号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

（6）の2 第2条第18号の2（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（7） 第2条第20号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当することとなった上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。

（8） （略）

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(監理銘柄、整理銘柄への指定) 第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。 a 監理銘柄への指定 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の6又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 (a) 株券上場廃止基準第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき (b) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき (b)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに定める流通株式数の上場株式数に対する割合が同取扱い1.(2)cに規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、第2条第1項第2号bに定める書類が提出されていないとき (c) 株券上場廃止基準第2条第1項第3号a又はb（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当した場合であって、同基準第2条第1	(監理銘柄、整理銘柄への指定) 第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。 a 監理銘柄への指定 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の6又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 (a) 株券上場廃止基準第2条第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき又は第2条の2第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき (b) 株券上場廃止基準第2条第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき (b)の2 株券上場廃止基準第2条第2号bに定める流通株式数の上場株式数に対する割合が同取扱い1.(2)cに規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であって、第2条第2号bに定める書類が提出されていないとき (c) 株券上場廃止基準第2条第3号a又はb（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当した場合であって、同基準第2条第3号ただし書に

項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき

(c) の2 株券上場廃止基準の取扱い1.

(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4) d若しくは2.(2) bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号(同基準第2条の2第1項第2号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき

(d) の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e) の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段(同基準第2条の2第1項第3

規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき

(c) の2 株券上場廃止基準の取扱い1.

(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4) d若しくは2.(2) bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第4号(同基準第2条の2第2号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき

(d) の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第5号の2(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第7号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e) の2 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第8号前段(同基準第2条の2第3号の規定によ

号の規定による場合を含む。)に該当する
おそれがあると本所が認める場合

(g) ~ (h) の2 (略)

(h) の3 株券上場廃止基準第2条第1
項第9号の2 (同基準第2条の2第1項
第3号の規定による場合を含む。)に該当
するおそれがあると本所が認める場合。

(i) (略)

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2
条第1項第11号前段 (同基準第2条の
2第1項第3号の規定による場合を含
む。)に該当する場合 (これらに該当す
ると認められる相当の事由があると本所が
認める場合を含む。)。ただし、同基準第
2条第1項第11号後段に該当しないこ
とが明らかであるときは、この限りでな
い。

(j) の2 (略)

(j) の3 上場会社が株券上場廃止基準
第2条第1項第11号の2に該当するお
それがあると本所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第1項第
12号 (同基準第2条の2第1項第3号
の規定による場合を含む。)に該当するお
それがあると本所が認める場合 (株券上
場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当す
る場合を除く。)

(k) の2 (略)

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2
条第1項第14号 (同基準第2条の2第
1項第3号の規定による場合を含む。)に
該当する株式の譲渡制限に関する取締役
会決議を行った場合

(m) (略)

(m) の2 株券上場廃止基準第2条第1
項第16号 (同基準第2条の2第1項第
3号の規定による場合を含む。)に該当す

る場合を含む。)に該当するおそれがある
と本所が認める場合

(g) ~ (h) の2 (略)

(h) の3 株券上場廃止基準第2条第9
号の2 (同基準第2条の2第3号の規定
による場合を含む。)に該当するおそれが
あると本所が認める場合。

(i) (略)

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2
条第11号前段 (同基準第2条の2第3
号の規定による場合を含む。)に該当する
場合 (これらに該当すると認められる相
当の事由があると本所が認める場合を含
む。)。ただし、同基準第2条第11号後
段に該当しないことが明らかであるとき
は、この限りでない。

(j) の2 (略)

(j) の3 上場会社が株券上場廃止基準
第2条第11号の2に該当するおそれが
あると本所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第12号
(同基準第2条の2第3号の規定による
場合を含む。)に該当するおそれがあると
本所が認める場合 (株券上場廃止基準の
取扱い4.(1)bに該当する場合を除
く。)

(k) の2 (略)

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2
条第14号 (同基準第2条の2第3号の
規定による場合を含む。)に該当する株式
の譲渡制限に関する取締役会決議を行っ
た場合

(m) (略)

(m) の2 株券上場廃止基準第2条第1
6号 (同基準第2条の2第3号の規定に
よる場合を含む。)に該当するおそれがあ

るおそれがあると本所が認める場合

(m) の 3 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 17 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m) の 4 ・ (m) の 5 （略）

(m) の 6 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 19 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）に該当する場合。

ただし、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 19 号後段（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 20 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項の各号又は第 2 条の 2 第 1 項の各号のいずれかに該当する場合（同基準第 2 条第 1 項各号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）にあつては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（8）b の（a）に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4.（4）に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（14）a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 18 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（16）a に該当する場合を除く。）には、当該

ると本所が認める場合

(m) の 3 株券上場廃止基準第 2 条第 17 号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。）に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m) の 4 ・ (m) の 5 （略）

(m) の 6 株券上場廃止基準第 2 条第 19 号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。）に該当する場合。

ただし、株券上場廃止基準第 2 条第 19 号後段（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 20 号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合（同基準第 2 条各号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。）にあつては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（8）b の（a）に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4.（4）に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（14）a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 18 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1.（16）a に該当する場合を除く。）には、当該株券を整理銘柄に指定することが

株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) ～ (4) (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は同取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

できる。

(2) ～ (4) (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は同取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。 （a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。 （b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期	1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。 （a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。 （b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最

間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2. 第3条(監理銘柄及び整理銘柄の特例) 関係
(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発

終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2. 第3条(監理銘柄及び整理銘柄の特例) 関係
(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発

行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a （略）

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条第 1 号 a（a）から（h）、（i）及び（k）の 2 から（m）の 4 のいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号本文（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1. において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い 1.（5）d の（a）の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a （略）

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条第 1 号 a（a）から（h）、（i）及び（k）の 2 から（m）の 4 のいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第 2 条第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 5 号本文（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第 2 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 5 号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1. において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い 1.（5）d の（a）の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

(2)・(3) (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
3. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第3条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)中「第5号」とあるのは「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」と、同取扱い1.(5)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。 (2) 第3条の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とあるのは、「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 付 則 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。	3. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第3条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)中「第5号」とあるのは「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号」と、同取扱い1.(5)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。 (2) 第3条の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」とあるのは、「第3条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)中「第5号」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」と、同取扱い1.(5)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。 (2) 第1項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とする。 (3) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の2の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)の2中「第5号の2」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」と、「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度(平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの	2. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係 (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)中「第5号」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」と、同取扱い1.(5)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。 (2) 第1項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」とする。 (3) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の2の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)の2中「第5号の2」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号の2(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」と、「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度(平成28年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負と

額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。)」と読み替える。

- (4) 第2項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)の2中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とする。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

なった場合の当該連結会計年度を除く。)」と読み替える。

- (4) 第2項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)の2中「株券上場廃止基準第2条第5号の2(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)」とあるのは「平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号の2(第2条の2第3号の規定による場合を含む。)」とする。